

こんにちは



住民係です④

戸籍の届出に 本人確認が必要になります

近年、当事者の知らない間に偽造の婚姻届が提出され、戸籍に不実の記載がされるという事件が相次いで発生・発覚しています。

偽造の届出により戸籍への不実の記載がされるのを未然に防止するため、届書を持参した者に対する身分確認が必要になります。

対象とする届書の種類

☆婚姻届、離婚届、養子縁組届及び養子離縁届

本人確認の方法

☆運転免許証やパスポートなど、写真が貼付されている官公署発行の身分証明書等

届出人に対する通知

☆本人確認ができなかったときや、届書を持参した者が、使者であった場合には、届書を受理した旨の通知をします。

問合せ 住民課住民係 ☎④1211 内線1212

【人権擁護委員の日】

6月1日

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんとともに一層の人権尊重思想の啓発に努めることを申し合わせています。

今年も、啓発重点目標を《育てよう一人ひとりの人権意識“身近なことから人権を考えてみませんか”》と定め、積極的な啓発活動を展開しています。

人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。自分だけでなくすべての人の人権が尊重されなければなりません。

町には、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員の皆さんのが人権相談を開設しています。相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

○開設日

日時 每月第3水曜日 午後1時～3時
(祝日の場合は翌日)

場所 光町役場分室
(6. 9. 12. 3月は町民会館)

○法務局の人権相談日

毎週水曜日 午前9時～午後4時

